

第8回 名寄市農業委員会総会（令和6年9月）会議録

日 時 令和6年9月27日（金）
午前9時00分 開始
午前9時28分 終了

開催場所 風連庁舎3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	4件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	1件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	6件	承認
第5	議案第4号	農用地の買入れ協議に係る要請について	2件	承認

第8回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	10番 高橋尚幹	18番 清水康史
2番 小川和則	11番 横田浩二	19番 村中洋一
3番 又村裕司	12番 越 孝則	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	13番 沼田清憲	22番 新田 司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	15番 林 秀典	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	25番 安達啓治
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	26番 中野寿子

欠席

9番 鈴木英二	20番 北野雅嗣	27番 菅野真記子
---------	----------	-----------

第8回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年9月27日（金）午前9時00分

会 場 風連庁舎3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和6年第8回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和6年第8回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第
3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、5番
上手委員、6番 竹部委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、上手委員、竹部委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号20番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号20番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

鈴木(康)委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木(康)委員： 7番 鈴木です。番号20番について説明します。今月13日に私と清水委員、山上委
員、事務局で現地を確認しました。所在については、地図7ページをご覧ください。地図
右上のサンピラー温泉に向かう道道日進名寄線の途中に砂防ダムがあります。その手前に
左に曲がる取付道路があり、そこから上に登ったところが所在地になります。作付けがし
てあり農地として利用していることを確認しました。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号20番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号21番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号21番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号21番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。地図の中ほどに黄色のマーカーで二十一線とあり、そこから西に行くと西風連貯水池があります。その「西」の文字の辺りが所在地になります。今月9日に、沼田委員、又村委員、私と事務局で現地を確認し、植林され山林となり、非農地の状態であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号21番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号21番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号22番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号22番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号22番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで道道下川風連線と御料八線の交わったところの少し上が所在地になります。水田として稲が植えてあることを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号22番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号23番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号23番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 1番 飯村です。番号23番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで御料九線とあり、「御」の右側が所在地になります。今月10日に横田委員、林委員、私と事務局で現地を確認しました。水田の区画内にあり、農地として利用されていることを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号23番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。**使用貸借**の審査を行います。**番号5番**は、村中代理から意見があり、席移動のため、暫時休憩といたします。（9：09）

議 長： それでは議事を再開いたします。（9：10）
番号5番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号5番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。右側にピンクのマーカーで朝日とあり、その上側に所在地があります。名寄川を渡り北側です。以前、〇〇〇〇さんの経営者だった〇〇〇さんが経営継承を行い、その際に残っていた農地を使用貸借するものになります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

竹部委員： 6番 竹部です。番号15番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。左側にピンクマーカーで瑞穂とあり、そこから街側に進むと十線と黄色のマーカーであります。マーカーを超えてすぐの緩いカーブの北側が所在地になります。所有者の〇〇さんについては、数年前までそこに住んでおり、現在は苦小牧に住んでいます。残った農地や宅地は〇〇さんが管理しており、今回贈与の形で〇〇さんに引き受けていただくものです。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号15番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号16番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号16番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号15番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下にピンクマーカーで瑞生とあります。「瑞」のすぐ西側の交差点の北東が所在地になります。〇〇〇〇さんについては、今は所在地に住んでおらず、代わりにご兄弟が住まれています。そのご兄弟も今年中に引っ越される予定で、これを機に宅地と既存畑を一括して処分したいということです。無償譲渡物件として、支援サイトに登録したこともありましたが、地域の方々に相談したところ、〇〇さんが宅地と既存畑を一括して引き受けていただけることで贈与となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号16番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号17番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号17番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 14番 住田です。番号14番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクマーカーで緑町とありますが、その右上が所在地になります。この周りの農地は〇〇〇〇〇〇さんが耕作しており、残地処分のため売買するものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号17番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号17番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号18番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号18番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号18番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。ピンクマーカーで東風連とありますが、その横の二十四線と東八号の交差する所が申請地になります。〇〇〇〇さんの離農に伴う売買となります。〇〇〇〇さんとは親戚関係にあり、後継者がいることで規模拡大を計画している〇〇〇〇さんへの売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号18番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号19番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号19番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 1番 飯村です。番号19番について説明します。所在については、議案第1号23番と同じ場所になっています。こちらについて、〇〇さんの耕作している水田の中に〇〇さん名義の農地がありまして、この度、両者合意の上で贈与の形で権利移動を行うものになります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号19番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号19番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第5、議案第4号「農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。番号1番、番号2番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号1番、番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、番号2番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第8回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午前9時28分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____